

役員選任の方法に関する規定

第1章 目的

第1条 本規定は、本会議所定款第20条により、本会議所の次年度の役員（理事長、副理事長、専務理事、理事、監事）の選出方法を定めたものである。

第2条 本会議所の、次年度の役員は毎年8月の通常総会において選出し決定する。

第2章 選考委員会

第3条 選考委員会の構成

選考委員会の構成は9名とし、その内1名は理事長とし、他の8名は現理事の中より4名、一般正会員より4名を選出する。但し理事長は、次年度理事長立候補者及び監事候補者の有無を把握し、選考委員選挙開始前に提示しなければならない。

(1) 選考委員の選出方法

選考委員会は、6月中の例会において選挙において選出する。選考委員の選挙権は、その年の6月末日に在籍する正会員のみが有する。又、被選挙権は、在籍1年以上の正会員のみが有する。但し、次年度理事長立候補者は被選挙権を有しない。

(2) 選考委員の選挙方法

選考委員の選挙は、被選挙人に基づき、現理事の中より2名一般正会員より2名の連記制によって行い、投票は無記名とする。投票用紙は、事務局において作成する。

第4条 選挙管理委員会

選挙の事務は、理事会の指名する選挙管理者3名が管理し、投票終了後直ちに開票を行う。

第5条 当選者の決定

1. 開票の結果、得票数の多い者から順次に定数を当選者とする。

2. 最下位に同数の得票者が2名以上あるときは、在籍年数の多い者を当選者とする。

第6条 選考委員会の開催

選考委員会は、委員決定後すみやかに開催するものとし、その議長は理事長がこれにあたる。

第3章 理事長及び監事の指名選出

第7条 選考委員会は、会員の総意を尊重し、8月の通常総会以前の理事会日までに次年度理事長予定者及び監事予定者を選出し、8月の通常総会において承認を受ける。

第4章 副理事長・専務理事・理事の選出

第8条 次年度理事長予定者は、選考委員会と協議し、次年度副理事長予定者を選出し、総会において承認を受ける。専務理事は、理事長予定者が指名し、総会の承認を受ける。

第9条 次年度理事長予定者は、副理事長予定者及び専務理事予定者ならびに選考委員会と協議し、次年度理事予定者を選出し、総会において承認を受ける。

第5章 役員の補充選任

第10条 本規定によって、選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、当該年度の理事長が正会員の中より指名によって選出し、補充する。現在の理事長は、役員の補充選任が行われた以後、最初の総会において役員の選

任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第6章 役員の被選挙資格

第11条 全条7、8、9、条において選出される次年度の理事長及び監事・副理事長・専務理事・理事は当該年度の6月30日現在において下記各号の要件をみなした正会員であることを要する。但し選考委員会が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 理事長及び監事は、過去2回以上の副理事長又は日本青年会議所、九州地区協議会、鹿児島ブロック協議会役員をいずれか2回以上の歴任があるもの
- (2) 副理事長は過去に専務理事及び2回以上の理事又は日本青年会議所、九州地区協議会、鹿児島ブロック協議会役員のいずれか歴任があるもの
- (3) 専務理事は過去に2回以上の理事の歴任があるもの又は、次年度理事長予定者からの指名があるもの
- (4) 理事は、2年以上の正会員であるもの
- (5) 会費の納入を遅滞していないもの
- (6) 次年度において正会員の資格があるもの
- (7) 過去1年間の出席率が70%以上であるもの

附則

1. 本規則は、平成7年8月21日に改定し、平成7年9月1日より実施する。